

1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る「平塚市議会議長が3月3日に市長からの申し出を受けて、松本とし子議員と副議長と議長の3人で話し合ったことに関する書類」（以下「本件文書」という。）について、平塚市議会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書公開拒否決定（以下「本件処分」という。）は違法又は不当であるとは言えない。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和3年3月31日付けで行った本件処分を取り消し、全ての文書を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年3月22日に本件文書の公開を、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書は不存在であるとの理由を示して、本件処分を行い、令和3年3月31日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年4月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

休憩時であっても、松本とし子議員の懲罰に関する重要な話し合いが持たれたのであれば、平塚市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「規則」という。）第76条の規定により、会議に付した事件及び議事の経過に係る事項にあたり、記載又は記録されていなければならない。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開拒否決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 話し合いは議長、副議長、松本とし子議員の 3 人のみで、議会運営委員会の休憩時に会議外において行われたものであり、それを記録した会議録は作成しておらず不存在である。
- (2) 休憩時の会議外の話し合いに、実施機関の職員が立ち会うことはない。

6 審査会の判断

- (1) 本文文書の存否について

審査請求人及び実施機関から意見聴取を行ったところ、審査請求人の求める文書は存在しないことを確認した。

- (2) 当該文書の作成の必要性について

審査請求人は、休憩時のことであっても、重要な会議に付した事件及び議事の経過に係る事項であるため、話し合いは記載又は記録されていなければならないと主張している。

休憩時間に行われた議員間のやりとりを記録すべきかについては、議員の休憩時の行動を職員が常に把握しなければならないということはなく、当日運営を行っている実施機関の職員が休憩時間に議員等に随行し、記録を行うということまでは求められないと言わざるを得ない。

また、審査請求人は「議長、副議長、松本とし子議員の話し合い」は規則第 7 6 条の規定により、記載又は記録されていなければならないと主張するが、休憩中の各議員の話し合いを議事に含めることは出来ず、規則第 7 6 条の会議に付した事件及び議事の経過に係る事項に該当するとは言えない。

以上により、休憩中に行われた議員間のやりとりを職員が聞き取り、会議録に記録する必要性までは認められないと判断する。

以上の理由により、当審査会は、「 1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和3年4月20日		審査請求
令和3年4月20日		諮問実施機関が実施機関に弁明書の提出を依頼
令和3年6月3日		諮問実施機関が弁明書を受理
令和3年6月2日		審査会が諮問書を受理
令和3年6月3日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和3年6月24日	第121回情報公開審査会	意見書までの報告、審議
令和3年7月29日	第122回情報公開審査会	審議
令和3年8月30日	第123回情報公開審査会	審議
令和3年9月24日	第124回情報公開審査会	審査請求人からの意見聴取、審議
令和3年11月2日	第125回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和3年12月22日	第126回情報公開審査会	審議
令和4年1月6日	第127回情報公開審査会	審議、答申
令和4年2月7日	第128回情報公開審査会	答申